

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 副主任

第七条の五（見出しを含む。）中「副主幹」の下に「副主任」を加える。

第七条の六第一項中「調整員は」の下に「、指導主事」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。